

新型コロナウイルス 支援制度一覧 No.6

国・県・市の制度案内 (2022.4.7現在)
積極的に活用しましょう!



日本共産党鹿児島市議団
ニュース No.359
(2022年4月)
〒892-8677
鹿児島市山下町11-1
市役所西別館3F
Tel 099-216-1440
fax 099-225-5607

困っていること	区分(主体)	事業名	事業内容	問合せ先
新生児が生まれた場合 離婚等により給付金を受取っていない人	給付(国)	子育て世帯への臨時特別給付金 申請期限は4月30日まで	【新生児】令和3年9月1日以降令和4年3月31日までに生まれた児童と令和4年4月1日に生まれた児童(市独自)に対して、児童1人当たり一律10万円支給。 【離婚等により臨時特別給付金を受取っていない人が対象】①主に令和3年9月1日以降に離婚された方で令和4年3月分の児童手当の受給者、②主に令和3年10月1日離婚された方で、令和4年2月28日時点で高校生等を養育している人、③その他これらに準ずる方が対象。児童1人当たり10万円を支給。	「子育て世帯への臨時特別給付」コールセンター ☎099-216-6050
ときを染● 疑い新 新型 でがコ 受あロ 診リナ し仕の た事感	給付(市)	国保加入者の被用者に傷病手当金	コロナに感染又は疑いのある人が、休んで4日目から給付。直近3か月の給与収入合計を就労日数で除した金額×(2/3)×休業日数	市国民健康保険課給付係 ☎216-1228
	給付(県)	後期高齢者医療保険の被保険者に傷病手当金	コロナに感染又は疑いのある人が、休んで4日目から給付。直近3か月の給与収入合計を就労日数で除した金額×(2/3)×休業日数	長寿支援課後期高齢者医療係 ☎216-1268 県後期高齢者医療連合 ☎206-1398
	支援(市)	国民健康保険-被保険者資格証明書の取り扱い	国保の資格証明書は通常10割負担。しかし、コロナ感染の疑いで医療機関を受診した場合、通常の被保険者証として取扱う(2割~3割負担)。	市国民健康保険課納税係 ☎216-1230
に業● 困・長 つ雇 て止 いめ ると とき な新 りコ 収ロ 入の も影 少響 なく なり 業生 ・活 失	貸付(民間)	生活福祉資金(R4.6月末まで) ①緊急小口資金 ②総合支援資金	住民税非課税世帯には貸付の返済免除規定あり。 ①緊急小口資金：貸付上限20万円以内。据置は1年以内、返済は据置経過後2年以内。 ②総合支援資金：貸付上限、2人以上月20万円以内、単身月15万円以内、貸付期間は3か月	相談予約専用ダイヤル ☎210-7105 市社会福祉協議会市役所分室 ☎223-0704
	給付(国)	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	社会福祉協議会の総合支援資金の貸付を終了した世帯や再貸付で不承認となった世帯を対象に、単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円を、3か月間支給。R4年6月30日までが申請受付期間。	新型コロナ生活困窮者自立支援金申込み受付窓口 ☎216-6200
	給付(市・国)	生活保護制度	国が定める「最低生活費以下の収入」の場合に生活保護費(生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・介護扶助等)を給付。憲法25条に基づく国民の権利です。	市保護第一課☎216-1281 *谷山・伊敷・吉野の各支所の相談窓口
	給付(国)	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	コロナの影響をうけた事業主が労働者(学生バイトや日々雇用、登録型派遣を含む)を休業(シフト変更含む)させた場合、休業実績に応じて国が支給する制度。事業主負担はない。令和3年10月~12月休業分(日額上限9900円)、令和4年1月~6月休業分(日額上限8265円、但しまん延防止等重点措置区域は11,000円)令和4年3月までの休業は6月30日まで、6月までの休業は9月30日が申請期限。事業主の協力がなければ、個人でも申請可。	厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
	給付(国)	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	令和4年度に初めて住民税非課税となる世帯や新型コロナで家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯で1世帯あたり10万円支給。9月30日までが受付期間。	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター ☎808-2680
い居家● るが賃 とコ のロ とき支 く支 ナ て払 の困 い影 つや響 て住	給付(市・国)	住居確保給付金	離職又は休業等により住居を喪失する恐れがある者に家賃相当額を原則3か月から最大9か月支給。支給上限額は、単身31600円、2人世帯38000円、3人以上世帯41100円。公営住宅も可。9か月の支給が終了し、更に3か月再支給する特例措置は、6月30日まで。	生活自立支援センター ☎803-9521
	支援(市・県)	離職退去者や大学生等への公営住宅等の提供	解雇等により住居退去を余儀なくされる方や大学生等を対象に、一時的に市営・県営住宅に入居できる。入居期間は原則1年以内。学生は入居後3か月は使用料免除。	【市営住宅】 市住宅課住宅管理係 ☎216-1362 県住宅・建築総合センター ☎808-7502 【県営住宅】 県住宅政策室 ☎286-3735
	減免(県・市)	市営・県営住宅の家賃減免	条例による家賃減免。コロナの影響による減免のみ、申請した月から減免。(ただし家賃の滞納がある場合は利用不可)	
とに料● き困金 の税 の金 て支 やい 払公 る共	猶予(国県市)	税の猶予制度	コロナの影響で税を一時納付できない場合は徴収や換価の猶予できる 国税→鹿児島税務署☎255-8111 自動車税関係→☎805-7246 県税ほか→☎805-7242、市税→納税課☎216-1191	
	猶予(市)	水道料金及び下水道使用料の支払い猶予	コロナの影響で水道料金及び下水道料金の支払いが困難な場合、猶予等について相談に応じます。(事業主の申請も可)	水道局 お客様料金センター ☎812-6171
困費で● つ等子 てのど い負も る担の とに教 影育 響	助成(市)	就学援助制度	コロナの影響で今年家計が急変し、大幅な減収が見込まれる市立の小・中学校等に在籍する児童生徒の保護者が対象。申請は各学校へ。	市教育委員会 総務課財務係 ☎227-1922
	減免(市)	児童クラブ保護者負担金の減額	前年の世帯合計所得が600万円以下であり、失業等により1年間の世帯合計所得が住民税非課税世帯の水準となる見込みの場合、児童クラブ保護者負担金を減額(現行3,500円→0円、就学援助世帯1750円)。	市こども政策課 放課後児童育成係 ☎216-1259

市民への主な支援事業

困っていること

市民への支援

●料の支払いや影響で社会保険
●料の支払いや影響で社会保険
●料の支払いや影響で社会保険

事業主への主な支援

●休業や営業時間の短縮等
●休業や営業時間の短縮等
●休業や営業時間の短縮等

●コロナで従業員を休ませたり学校の臨時
●コロナで従業員を休ませたり学校の臨時
●コロナで従業員を休ませたり学校の臨時

事業

●コロナの影響で資
●コロナの影響で資
●コロナの影響で資

●税金の支払い
●税金の支払い
●税金の支払い

区分 (主体)	事業名	事業内容	問合せ先
猶予減免 (市)	国民健康保険税の猶予と減免	コロナの影響で、一時納付が困難な場合猶予が可。今年、前年の事業収入等の3割以上減少が見込まれる場合、減免申請を。前年合計所得300万円以下の場合、全額免除。(令和4年度賦課分から適用)	市国民健康保険課 ☎216-1230 (納税係) 猶予 ☎216-1229 (賦課係) 減免
猶予減免 (市県)	後期高齢者保険料の減免と徴収猶予	事業又は業務の休廃止、失業、長期入院等で収入が3割以上減少した場合は、減免、徴収猶予ができます。前年合計所得300万円以下の場合、全額免除。	県後期高齢者医療 広域連合 ☎206-1398 市長寿支援課 後期高齢者医療係 ☎216-1268
減免 (市県)	後期高齢者医療の一部負担金の減免	世帯主が、事業又は業務の休廃止、失業、長期入院等で収入が著しく減少し、住民税が減免、又は、非課税等で収入が低い方の場合は一部負担金(窓口自己負担分)を減免	市介護保険課保険料係 ☎216-1279
猶予減免 (市)	介護保険料の減免と納付猶予	コロナの影響で、一時納付が困難な場合、徴収を猶予。今年前年の事業収入等の3割以上減少が見込まれる場合、減免申請を。前年合計所得210万円以下の場合、全額免除。(令和4年度賦課分から適用)	市国民年金課 ☎216-1224 各支所の国民年金担当係
免除猶予 (国)	国民年金保険料免除等の臨時特例	コロナの影響により国民年金保険料の納付が困難な場合は、一定の要件を満たせば、国民年金保険料の納付を免除又は猶予できる。	事業復活支援金事務局 相談窓口(申請者専用) ☎0120-789-140
給付 (国)	事業復活支援金 (新)	コロナの影響を受けた事業主に、地域、業種を問わず、2021年11月~2022年3月の売上げが、2018年11月~2021年3月の間で、売上減少率50%以上は個人50万円、法人100万円~250万円。売上減少率30%~50%は個人30万円、法人60万円~150万円の支援金を給付。申請受付は5月31日まで。	時短要請協力金給付事業事務局 ☎099-295-0286 (9:00~17:00平日)
給付 (国県市)	新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金事業	県の営業時間短縮の協力要請に応じた飲食店等に対し、協力金を支給する。①1月27日~2月20日の期間は5月2日までが申請期間②2月21日~3月6日の期間は5月16日までが申請期間。支援金額は中小企業(第三者認証店とそれ以外)と大企業に分類し、事業規模に応じて額が決まります。	家賃支援金専用ダイヤル ☎099-295-4381
給付 (市)	家賃支援金 (継続)	時短要請等の影響を受ける業者の地代・家賃の負担軽減のために、2022年1月~3月の支払い賃料の1/2を1か月分を支援。上限で法人は月20万円、個人は月10万円を給付。申請期間は7月31日まで。	■小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター ☎0120-60-3999 ■同助成金に関する相談窓口 ■鹿児島労働局雇用環境均等室 ☎099-223-8239 ■休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
給付 (国)	新型コロナウイルス感染症による①小学校休業等対応助成金 ②休業支援金・給付金	小学校等(保育所含む)の休業等にに伴い、子どもの世話を行なうために仕事ができなくなった場合①【事業主】労働者に有給休暇(賃金全額・年休除く)を取得させた事業主に、令和4年1月~2月の休暇分は日額上限11,000円、3月~6月の休暇分は、日額上限9000円。但し、まん延防止等重点措置区域は、特例で日額上限15,000円。3月31日までの休暇分の申請期限は5月31日。②【委託個人事業主】令和4年1月~2月の期間は日額5500円。3月~6月の期間は日額4500円の支援金を支給。3月31日までの休業分の申請期限は5月31日。③【休業支援金・給付金】休業した場合、個人で申請できる。直近の3か月の賃金合計×0.9×0.8=1日の平均賃金を助成する。	雇用調整助成金(コロナ特例) ☎219-8713
助成 (国)	雇用調整助成金 (コロナ特例)	事業主が解雇等をせず従業員に支払った休業手当等の一部を助成。令和3年5月~12月は助成率90%で日額上限13500円。令和4年1月~6月は助成率90%で1月~2月は日額上限11000円、3月~6月は日額上限9000円を助成。	雇用維持支援金専用ダイヤル ☎803-8671
助成 (市)	雇用維持支援金	雇用調整助成金の交付決定を受けた市内の中小企業者で第6期(令和4年1月~3月の休業分)の支給決定額の15%(最大3か月まで申請可能)を市が独自に支給。申請期間は7月31日まで。	鹿児島労働局雇用環境均等室 ☎222-8446
助成 (国)	両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)	コロナ対応として介護有給休暇制度を設けた中小企業主を助成し、休暇取得日数5日以上10日未満は20万円、10日以上は35万円を助成。1事業主5人まで申請可。申請期限は支給要件を満たした翌日から2か月以内	日本政策金融公庫 ☎0120-154-505 商工組合中央金庫 ☎0120-542-711
貸付 (国)	政府系金融機関による融資	日本政策金融公庫(特別貸付、マル経融資)、商工中金(緊急対応融資)、いずれも特別利子補給制度により3年間実質無利子。	県中小企業支援課 ☎286-2946
貸付 (県)	県新型コロナウイルス関連事業継続支援資金	融資限度額4000万円、保証料率年0.1%、融資期間10年以内(内据置き60月以内)	市産業支援課金融係 ☎216-1324
貸付 (市)	市経営安定化資金と金融相談	融資限度額3000万円。危機関連保証・保証料全額補助、セーフティネット保証4号と5号・保証料4/5補助、補助後の保証利率:4号(年0.18%)、5号(年0.16%)、危機関連保証等の認定相談受付。	税の徴収猶予の特例制度 ☎255-8111 自動車税関係→☎805-7246 県税ほか→☎805-7242、市税→納税課☎216-1191
猶予 (国県市)	税の徴収猶予の特例制度	コロナの影響で事業等に係る収入に相当の減少がある場合、徴収を猶予。最長1年間、無担保かつ延滞金なし。国税→鹿児島税務署 ☎255-8111 自動車税関係→☎805-7246 県税ほか→☎805-7242、市税→納税課☎216-1191	法人市民税・事業所税の申告期限延長 ☎255-8111 県税→県地域振興局 ☎805-7221 市税→市民税課☎216-1172
猶予 (国県市)	法人市民税・事業所税の申告期限延長	コロナの影響を受けて、必要書類を申告期限内に提出できない場合は、申告期限を延長できる。国税→鹿児島税務署 ☎255-8111 県税→県地域振興局 ☎805-7221 市税→市民税課☎216-1172	